

四父母妻子不幸の場合、一週間、有給休暇ヲ支給ス  
 五就業停止中、診料ハ出勤者ニ限り一日二回ヲ給ス  
 六市役所前等中、官給ヲ差引タル後、後遺費支給ス  
 七市前六将前等方、精求ニ依リ出勤セシメタルハ、一将全全三斗級ノ別  
 ヲ以テ加給シ午後九時以後ニ出勤セタルハ、ハ食費トシテ全容ヲ支給ス  
 八公休日出勤場合ハ五割増トス  
 九六月間無事故無欠勤ノ者ニハ五日間、有給休暇ヲ許スルモ、トシ休暇  
 ヲ取ラザルモノニハ五日分ニ相当スル金額ヲ支給ス  
 (一般自動車公道)

- 一 退職積立金並ニ退職手当制度ノ可及的連立ニ着實協働ノ上制定スルコト
- 二 職業及人事書等ノ命ニ服従スルコト
- 三 刑法其他ノ法令ニ違反スル場合ハ解雇、又ハ下船セシムコト

勞務第一〇〇六號  
 昭和十一年七月二日

警視總監 石田 馨

内務大臣 朝惠之輔殿  
 社會局長 官殿

三共自動車商會、勞働爭議ニ關スル件  
 (發生—解決)

要旨

(待遇改善關ル嘆願書提出ニ發端シテ三斗級切手發給止シタルガ  
 勞資双方數次ノ折衝ニ重不同リ三斗圓滿解決セリ)

待遇改善ニ關スル嘆願書提出ニ發端シ標記商會ニ勞働爭議發生  
 解決シタルガ其ノ状況左記ノ通りニ有之

